

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◆訓令 鳥取県電報発信者符号の一部改正
鳥取県文書事務処理規程の一部改正
鳥取県公印規程の一部改正
- ◆告示 鳥取県文書編さん保存規程の一部改正
昭和三十七年度桑い縮病防除施設事業補助金交付要綱
争議行為の公表
道路位置の指定
- ◆内訓甲 許可、認可及び登録等の事務の標準処理期限の一部改正

一 本庁内部部局の項のいの部分（秘書課・総務部）中

イタ 統計課

を

イタ	統計課
イチ	広報文書課長
イツ	広報文書課

訓令

鳥取県訓令第三十四号

本庁内部部局
甲類附属機関
地方機関
陸運事務所
社会保険出張所

鳥取県電報発信者符号（昭和三十五年七月鳥取県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

昭和三十七年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

令達先中「陸運事務所」を「陸運事務所
社会保険出張所」に改め
る。

イウ 総務課長
イエ 総務課

を

イウ 総務管財課長
イエ 総務管財課

に、

に改め、同項のい部分（土木部）中

カセ 県庁舎建設管

「カセ」県庁舎建設管理事務所
「カソ」都市計画課長
「カタ」都市計画課
に改める。

二 甲類附属機関（附設機関を含む。）の項のけの部（農林部関係）中「ケシ」米子職業訓練所 を

「ケシ」米子職業訓練所
「ケス」精神薄弱者更生相談所長
「ケセ」精神薄弱者更生相談所

「港支所長」を「ササ」境港農業改良普及所長
「サシ」境港農業改良普及所

に改め、
「サユ」水産試験場三朝養魚場長
「サヨ」水産試験場三朝養魚場
「サラ」水産試験場米子養魚場長
「サリ」水産試験場米子養魚場
を削る。

「サソ」浜村屠場長
「サタ」浜村屠場
「サチ」種畜場長
「サツ」種畜場
「サト」山陰酪農講習所

「サソ」中小家畜試験場長
「サタ」中小家畜試験場
「サチ」畜産試験場長
「サツ」畜産試験場
「サト」畜産講習所

三 地方機関（附設機関を含む。）の項のすの部（原生部関係）中「スス」米子社会保険出張所長
「スセ」米子社会保険出張所 を削り、

「ソラ」気高蚕業指導所長
「ソリ」気高蚕業指導所

「ソモ」岩美蚕業指導所長
「ソヤ」岩美蚕業指導所

「ソモ」鳥取蚕業指導所長
「ソヤ」鳥取蚕業指導所

「チサ」陸運事務所長
「チシ」陸運事務所

同項のそ、たの部（農林部関係）中「ソモ」岩美蚕業指導所長 を削り、同項のちの部（土木部関係）中「チサ」陸運事務所長 を削り、

同項の次に次の二項を加える。

四	陸運事務所
ツ	つの部
ツア	陸運事務所長
ツイ	陸運事務所
五	社会保険出張所
テ	ての部
テア	米子社会保険出張所長
テイ	米子社会保険出張所

附 則

この訓令は、昭和三十七年七月十三日から施行する。

鳥取県訓令第三十五号

本庁内部部局
甲類附属機関
地方機関
陸運事務所
社会保険出張所

鳥取県文書事務処理規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令第十九号）の一部を次のように改正する。
昭和三十七年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

令達先中「陸運事務所」を「陸運事務所 社会保険出張所」に改める。

別表以外の部分中「総務課」を「広報文書課」に、
「総務課長」を「広報文書課長」に改める。

第三十一条中「及び陸運事務所長」を「陸運事務所長及び社会保険出張所長」に改める。

別表一課名記号表中「総務課 総」を「総務管財課 広報文書課」に改める。

総に、「道路課 道」を「道路課 道」に改め
「広文」 都市計画課 都

別表二文書の処理に関する簿冊及び用紙等の様式(二)
用紙の2附せん用紙中「総務課」を「広報文書課」に改
める。

この訓令は、昭和三十七年五月十六日から適用する。

鳥取県訓令第三十六号

- 本庁 内部 部 局
- 甲類 附属 機 関
- 地 方 機 関
- 陸 運 事 務 所
- 社 会 保 険 出 張 所
- かいとしての給与事務所
- 教育機関及び警察署

鳥取県公印規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二

十一号)の一部を次のように改正する。

昭和三十七年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗
令達先中「陸運事務所」を「陸運事務所」に改め
「社会保険出張所」

この訓令中「総務課長」を「広報文書課長」に改める。

この訓令は、昭和三十七年五月十六日から適用する。

鳥取県訓令第三十七号

- 本庁 内部 部 局
- 甲類 附属 機 関
- 地 方 機 関
- 陸 運 事 務 所
- 社 会 保 険 出 張 所

鳥取県文書編さん保存規程(昭和二十六年十月鳥取県
訓令甲第二十号)の一部を次のように改正する。

昭和三十七年七月十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗
令達先中「陸運事務所」を「陸運事務所」に改め
「社会保険出張所」

この訓令中「総務課」を「広報文書課」に、「総務課
長」を「広報文書課長」に改める。

第二十三条中「及び陸運事務所」を「陸運事務所及
び社会保険出張所」に改める。

第二十四条の見出し中「及び陸運事務所」を「陸運
事務所及び社会保険出張所」に改め、同条中「及び陸運
事務所長」を「陸運事務所長及び社会保険出張所長」
に改める。

附 則

この訓令は、昭和三十七年五月十六日から適用する。

告 示

鳥取県告示第三百九十号

この訓令は、昭和三十七年五月十六日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和三十七年五月十六日から適用する。

昭和三十七年度桑い縮病防除施設事業補助金交付要綱
を次のように定める。

昭和三十七年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗
昭和三十七年度桑い縮病防除施設事業
補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 県は、桑い縮病の蔓延を防止し養蚕経営の安定
を図るため、桑い縮病防除施設事業に要する経費に対
し、予算の範囲内において市町村に補助金を交付する
ものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付
規則(昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号。以下
「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の
定めるところによる。

(補助事業の種類、経費及び補助率)

第二条 前条に規定する事業及び経費並びにこれに対す
る補助率は、次のとおりとする。

事業	経費	補助率
柔い縮病防除 施設事業	市町村が、柔い縮病の媒介昆虫であるヒシモンヨコバエの駆除に要する経費	カーバメート剤を使用する場合、第二回目の散布に必要な薬剤費で当該経費の10以内

(申請書作成の要領)

第三条 規則第五条の規定により補助金の交付を申請しようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて七月十五日までに知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書(様式一号)
- 二 収支予算書(様式二号)

第四条 申請に係る事業の防除実施面積の変更若しくは中止又は廃止しようとするときは、遅滞なく事業変更承認申請書に必要な書類を添えて知事の承認を受けなければならない。

(事業遂行の困難等の報告)

第五条 規則第十七条第二項の規定により、知事の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了し

ない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を詳細に記載した報告書を提出しなければならない。

(実績報告書)

第六条 規則第十八条の実績報告書(様式三号)に事業成績書(様式一号)及び収支精算書(様式二号)を添えて事業完了後十日以内に知事に提出しなければならない。

(書類の経由機関等)

第七条 規則並びにこの要綱に基づいて提出する書類は、地方農林振興局を経由の上二部提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十七年度の補助金に適用する。

様式1号

事業計画(成績)書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

- (1) 防除の方法
- (2) 事業計画(成績)

桑園面積 ha	柔い縮病被害面積 ha	防除実施面積 ha	第 2 回		備 考
			防除薬剤の種類	1ha当り薬剤所要量 kg	
ha	ha	ha		kg	
				kg	

註 備考欄には第1回目の散布時期及び薬剤所要量を記載する。

- (3) 薬剤の購入配給方法
- (4) 防除の指導督励計画(実績)
- 3 補助事業に要する経費の配分及び負担額

区 分	経 費 円	負 担 区 分		備 考
		県費補助額 円	市町村負担額 円	

註 第1回目の薬剤購入費の市町村費負担分は、備考欄に記載する。

4 着手年月日及び完了予定年月日（又は完了年月日）

様式2号

収支予算書(精算書)

1 収入の部

区分	予(精算額)	前年度予(精算額)	比		備考
			増	減	
補助金額	円	円	円	円	
市(町村)費					
計					

2 支出の部

区分	予(精算額)	前年度予(精算額)	比		備考
			増	減	
防除用薬剤購入費	円	円	円	円	
計					

様式3号

番号 年 月 日

鳥取県知事

殿

住所氏名

粟い縮病防除施設事業実績報告書

昭和 年 月 日付第 号で補助金交付決定通知があつたこの事業を実施したので、鳥取県補助金等交付規則第18条の規定により報告する。

記

- 1 補助事業の成績書
- 2 収支精算書

鳥取県告示第百九十一号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条の規定に基づき、米子地区一般労働組合副執行委員長齊木良逸から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十七年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 事件 昭和三十七年夏季一時金支給に関する件
- 二 日時 昭和三十七年七月十六日午前八時以降本問題の完全解決に至るまでの期間
- 三 場所 因伯通運株式会社米子支店に勤務する組合員の所属する全職場又はその一部
- 四 概要 ストライキを含む一切の争議行為の一部又は全部を実施する。

鳥取県告示第三百九十二号
 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十七年七月四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
 昭和三十七年七月十三日

申請人住所氏名 鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の位置の指定場所

道路巾員及延長

米子市日の出町七
 米子市東福原荒神辺三六六の九

三六六の一
 三六六の二
 三四五の五
 三五九の三
 三四五の一
 三五八
 三五七の一
 三五七の七
 三五七の八
 三五七の九
 三六六の四

巾員 四、〇米
 延長二〇七、六米

鶴鷄 卓

鳥取県告示第三百九十三号
 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十七年七月四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。
 昭和三十七年七月十三日

申請人住所氏名 鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の位置の指定場所

道路巾員及び延長

鳥取市岩倉二一〇番地
 鳥取市岩倉字上樋掛四五三番地の一
 中居 勇治

四五二番地の一

幅員 四、〇米
 延長 八三、九米

鳥取県告示第三百九十四号
 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十七

年七月四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十七年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路巾員及び延長

幅員 四、〇米

申請人住所氏名

道路の位置の指定場所

延長一〇三、五〇米

鳥取市湯所町二七七番地及 鳥取市湯所町二七〇番地

幅員 四、〇米

二七八番地

小泉 爾ノ

ノ

二七四番地

内訓 甲

内訓甲第三号

本庁内部部局

甲類附属機関

地方機関

許可、認可、免許及び登録等の事務の標準処理期限

(昭和三十六年五月内訓甲第一号)の一部を次のように改正し、昭和三十七年五月十六日から適用する。

昭和三十七年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号1の項中「総務課」を「広報文書課」に改める。

整理番号5の項中「総務課」を「総務管財課」に改める。
整理番号6の項の処理課(所)の欄中「ノ」を「広報文書課」に改める。

整理番号31・34・54・57・58・66・69及び75の項の受付課(所)の欄中「総務課」を「広報文書課」に改める。

整理番号82の項中「道路課」を「都市計画課」に改める。

整理番号83の項の処理課(所)の欄中「ノ」を「道路課」に改める。

整理番号89の項中「総務課」を「広報文書課」に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷者 鳥取県鳥取市栗谷町
印刷部 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
定価 二五〇円(配達料共)